

鳴門教育大学いじめ防止支援機構会議規程

平成27年 3 月24日

規程第 21 号

改正 平成28年 4 月13日規程第43号

平成29年 3 月 8 日規程第30号

平成31年 3 月13日規程第22号

令和 2 年 3 月11日規程第18号

令和 3 年 3 月10日規程第11号

令和 4 年 3 月 9 日規程第26号

令和 7 年 3 月27日規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学いじめ防止支援機構規則（平成27年規則第14号）第9条第2項の規定に基づき、鳴門教育大学いじめ防止支援機構会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) いじめ防止支援機構長（以下「機構長」という。）
- (2) 教師のためのA I ・ D S研究開発センター所長
- (3) 生徒指導支援センター所長
- (4) 心身健康センター所長
- (5) 発達臨床センター所長
- (6) 学術情報推進課長
- (7) 学長が必要と認める者 若干人

(任期)

第3条 前条第6号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者が議長の職務を代理する。

(審議事項)

第5条 会議は、いじめ防止支援機構（以下「機構」という。）に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 運営の基本方針に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 機構の人事、予算に関する事項
- (4) 教育・研究、支援及び研修事業に関する事項
- (5) 関係諸機関との連携に関する事項
- (6) その他管理運営及び事業に関し必要な事項

(議事)

第6条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会議は、必要であると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 会議に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 会議の事務は、当分の間、学術情報推進課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 施行日において選出された第2条第3号及び第7号の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。